

◆飲食店及び宿泊業を営む事業者を支援◆

山形県新・生活様式対応支援補助金 (新型コロナ対策認証対応型)のお知らせ

「山形新型コロナ対策認証事業(※)」の認証取得等、より適正な感染防止対策を講じるため、中小・小規模の飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資等を支援します。

※飲食店や宿泊業を営む事業者が実施するガイドラインに基づいた感染防止対策について県が認証する制度

対象事業者

- ① 飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス業は対象外) ② 宿泊業

補助額

<飲食店>

従業員数	補助額
5名以下	10万円以内
6名以上	20万円以内

<宿泊業>

従業員数	補助額
20名以下	20万円以内
21名以上	40万円以内

※従業員数には、次の方は含みません。

- ① 会社役員
- ② 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ③ 2ヶ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員

対象要件

- ① 山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者及び個人事業主で、飲食店又は宿泊業を営む事業者であること
- ② 認証取得のための施設確認において、県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために必要な設備投資等を完了していること
※本事業の申請にあたっては、認証取得のための施設確認において、県から助言を受けていることが必要となります。
- ③ 今後も事業を継続すること

補助対象経費

認証取得のための施設確認において、県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために導入した設備投資等に要する経費で、以下に掲げるもの

- パーティション ○消毒液ボトル設置台(足踏み式など)
- 二酸化炭素(CO₂)濃度測定器 ○非接触型体温計 ○加湿器
- HEPAフィルター付き空気清浄機(紫外線殺菌装置も可)
- 非接触型水栓(センサー式、レバー式、足踏み式も可)
- 換気機能付きエアコン ○換気設備

申請受付期間：令和3年5月11日(火)～令和4年3月11日(金)

申請方法：各地域の県総合支庁地域産業経済課へ郵送